

事務所通信 リソース

6月号 VOL. 96



安心が私たちの商品です

税理士法人 中央総合会計

■ 旭川事務所 〒070-0037

旭川市7条通13丁目 59 番地 4

TEL: 0166-25-4131

FAX: 0166-25-4132

E-mail : cyuou@csk-i.com

URL: <http://csk-i.com>

■ 北見事務所 〒090-0023

北見市北 3 条東 2 丁目 14 番地

TEL : 0157-24-8866

FAX : 0157-24-6108

E-mail : [@mocha.ocn.ne.jp">cyuou-kitaimi](mailto:cyuou-kitaimi)

@mocha.ocn.ne.jp



海外で漢字がブームになっています。特に人気なのは「美」。意味はもちろん、書き順の最後の二画が外に向かってキレイに広がっている形も人気の秘密だとか。男性が好む「風」は、最初の二画の書き方で強さや弱さ、優しさなどさまざまなイメージを表現できるから。外国人には漢字が「絵」のように見えるのでしょうか。

「ビール」の味が変わるー?」

旧酒造税は、例外期間を除くと1899年から30年以上にもわたり税収第1位で、国税収入の約40%を占めたこともあります。1953年から現行の酒税法になり、近年は国税収入全体の約2%へと減少しています。その酒税の改正が平成三十年四月一日他にありました。これまでは似かような酒類間の税率に格差があり、これが商品開発や販売数量に影響していました。そこで酒類間の税負担の公平性などの目的から改正されました。改正の内容は、ビール系飲料が10年をかけて、また日本酒などの醸造酒類は5年をかけて税率が統一されます。品目でみるとビールは減税、発泡酒や第三のビールは増税、日本酒は減税、焼酎やワインは増税となります。

またビールの定義も改正されました。麦芽比率67%以上が50%以上に、使える副原料が麦米とうもろこし等だったものに、果実や一定の香味料(麦芽の5%以内)が追加されました。これまで麦芽比率でビールの基準を満たしていても、副原料にハープなどを使うクラフトビールなどの表示は「発泡酒」でした。税率はビールと同じが、今回の改正で多くのクラフトビールが酒税法上「ビール」と表示できるようになりました。

これにより今後は、税率を中心とした商品開発から味覚による商品開発が行われることになり、個性を売りにするビールが増えることになりそうです。楽しみですね。



【キーボード→マウス→指、そして「声」の時代へ】

人工知能を搭載し、音声操作のアシスタント機能を有するAIスピーカーの勢いが止まりません。アマゾンの「エコー」は音楽の再生や検索した情報の読み上げの他、音声による注文機能も備えています。家電製品や各種センサーとの連携により、自宅全体を音声でコントロールする機能にも期待できます。ITへのインターフェイスは従来のキーボードからマウス、指そして声と変わっています。「声」で操作できるAIスピーカー市場にはGoogleも参戦し、次世代に向けた新たな攻防の幕開けです。



今月の教えてキーワード:【GDPR(General Data Protection Regulation)】

欧州連合(EU)が、個人情報の保護を目的に定めた新規則のこと。2018年5月から適用が開始された。日本語では「一般データ保護規則」という。EU域内で取得したメールアドレスやクレジットカード番号などの個人情報報をEU域外へ移転することを原則禁止しており、移転する場合はEUが定めたルールに従う必要がある。日本企業もEUで従業員を現地採用した際などに影響がある。違反した場合、高額な制裁金が課される。

【常識又は凝り固まった固定概念】

新入社員は先輩より早く出社する、お茶出しは女性が行う、忘年会では上司にお酒をつぐ等が常識と思う人がいる。その人から見るとこれを行わない者は非常識と非難される事となります。

ある経営者がホームパーティーを開いたときのこと。表向きは懇親会でしたが、実は新規の取引先であるブラジル人S氏のサプライズパーティーでもありました。



S氏には「午後1時に来てね」と伝え、他の人たちは先に集まって歓迎しようという計画でした。

ところがS氏は30分も遅れて来たのです。しかも悪びれた様子はまったくありません。経営者は思わず感情的になり、遅れて来たS氏を非常識だと責めました。

しかしS氏は相手が何に腹を立てているのかまったく理解できず、しばらく面食らっていたそうです。ブラジルでは、内輪のパーティーに呼ばれたら時間より30分ほど遅れて行くのがマナーだったのです。それは、相手が急いで用意をしなくても済むようにという心遣いでもあり、1時間くらい遅れて行く人も少なくないのだとか。つまりS氏は遅れてしまったのではなく、マナー通りの行動をとったのでした。

約束の時間を守るのが当たり前だという日本と、遅れて行くのが当たり前だというブラジル。後日、その事実を知った経営者は「当たり前」が違う同士でお互いを非常識だと非難するのは、それこそ非常識というものだったと深く反省したそうです。

その社会に属する人達の共有する価値観や知識が常識とすると国の違いはもちろんの事、地域や家庭の違いによって又は時代によっても常識は変わります。

常識は「凝り固まった固定概念」「根拠のない思い込み」位に思いそれぞれの会社の中で合意された常識を作っていく努力が必要なのではないでしょうか。

税理士法人 中央総合会計 代表税理士 井内 敏樹

天は自ら助くる者を助く

今を生きる!

先人の言葉

イギリスの作家であるサミュエル・ジョンソン(イギリスの言葉)の言葉。
誰かがどこかでちやんと見ている。自分で何とかしようとするべきことをやれば、いつしか幸運は訪れる。

【クールビズ実施のお知らせ】

今年も当事務所では、クールビズを実施致します。(基本的にはノーネクタイ等)

期間は6月4日~9月末といたします。なお、クールビズの対応は職員個々の判断に任せております。各人毎又は、各日毎に異なる場合があります。

なにとぞ趣旨をご理解の上ご了承お願い申し上げます。

職員一同